

簡易公募型競争入札方式に準じた発注方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成24年12月5日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫

1. 業務概要

- (1) 業務名 名護合同庁舎(24)耐震その他改修工事監理業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、名護地方合同庁舎建物内部の耐震構造壁新設工事、外壁改修工事並びに自家発電設備の更新工事に係る工事監理業務を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成25年8月5日まで
- (4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される要件

- ① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 沖縄総合事務局管内に本社又は支社・営業所を有すること。
- ④ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っている者。
- ⑤ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 本業務の一部を再委託する場合の協力事務所が、沖縄総合事務局の建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格者である場合は、沖縄総合事務局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 参加表明書提出期限の時点において、本業務対象工事に係る設計業務の受注者又は本業務対象工事に参加している者と資本関係又は人事面において関連がない者であること。
- ⑧ 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄総合事務局発注の建設コンサルタント業務等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者(当該「指名除外通知書」についての取消通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。)でないこと。

(2) 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加資格選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館
内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約第一係
電話 098-866-0031(内線)2526

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成24年12月5日(水)から平成25年1月15日(火)まで
電子入札システムにより交付する。なお、これによりがたい場合は、(1)に照会すること。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出方法

提出期限：平成24年12月13日(木)17時15分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記

3. (1) に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限までに必着のこと。）すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所、並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により上記3. (1) に持参すること。

日 時：電子入札システムによる場合の締切りは平成25年1月15日（火）12時00分まで。

持参による場合の締切りは平成25年1月15日（火）12時00分まで。

開札日時：平成25年1月16日（水）13時30分

提出場所：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館 4階 沖縄総合事務局開発建設部入札室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

① 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格の者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③ 上記において、最低の価格の者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3 (1) に同じ。

(8) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(9) 詳細は入札説明書による。